

診療所の主な変更手続一覧（開設者によって手続きが異なります）

- （注意） ・ この他にも手続きが必要な場合があるため、事前に保健所にご相談ください。
- ・ エックス線装置に係る手続きは、別途エックス線の届出が必要です。
- ・ 添付書類等詳細については、各様式の記載要領を参照してください。

	変更事項		医師開設 (個人)	非医師開設 (法人)			
			様式10	様式 8	様式 9	様式11	参考様式
			一部変更届	一部変更許可	一部変更届	管理者変更届	法人代表者変更届
			提出期限	変更後10日以内	事前	変更後10日以内	変更後10日以内
		根拠法令等	令第 4 条第 3 項	法第 7 条第 2 項 規則第 1 条の14	規則第 1 条の14 第 4 項	令第 4 条の 2 第 2 項	—
1	開設者の住所、氏名(法人の場合、その名称、主たる事務所の所在地)	規則第 1 条の14 第 1 項第 1 号	○	—	○ 令第4条第1項	—	—
2	診療所の名称	〃 第 1 項第 2 号	○	—	○	—	—
3	開設の場所（住所表示変更）	〃 第 1 項第 3 号	○	—	○	—	—
4	診療科目	〃 第 1 項第 4 号	○	—	○	—	—
5	開設の目的及び維持の方法	〃 第 1 項第 5 号		○	—	—	—
6	開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	〃 第 1 項第 6 号	○				
7	同時に 2 以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	〃 第 1 項第 7 号	○				
8	従業者の定員	〃 第 1 項第 8 号	○	○	—	—	—
9	敷地の面積及び平面図	〃 第 1 項第 9 号	○	○	—	—	—
10	建物の構造概要及び平面図	〃 第 1 項第11号	○	○	—	—	—
11	歯科技工室の構造設備の概要	〃 第 1 項第13号	○	○	—	—	—
12	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	〃 第 1 項第14号	事前に保健所にご相談ください。				
13	定款、寄附行為又は条例	〃 第 1 項第15号		—	○	—	—
14	管理者の住所、氏名(免許証、登録証の写)	規則第 3 条 第 1 項第 2 号		—	—	○	—
15	診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名(免許証、登録証の写)、担当診療科目、診療日、診療時間	〃 第 1 項第 3 号	○				
16	薬剤師が勤務するときは、その氏名	〃 第 1 項第 4 号	○				
17	診療所の診察日、診療時間	—	○	—	○	—	—
18	法人の代表者	—		—	—	—	○

※ 法令名略語 法：医療法 令：医療法施行令 規則：医療法施行規則